

障害者団体学習活動支援事業

区内の障害者団体のみなさんの自主的な学習会や講演会を行う時の講師の謝礼などの助成を通じて、学習活動を支援します。1団体につき1回のみ申請可能です。

利用できる団体

次の①に属する団体又は②・③の要件を満たす団体

- ①港区心身障害児・者団体連合会に加入している団体
- ②代表者が、原則として区内在住又は在勤している団体
- ③構成員が5名以上で、その過半数が区内在住又は在勤している団体

※講師は、構成員に含めることができません。

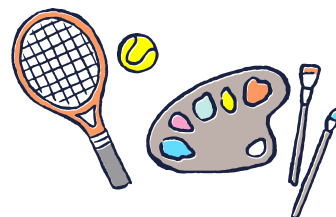
助成額

活動の実施状況によって異なります。令和8年度は、1団体42,750円を限度としていますが、申し込む団体数により限度額が、下がる場合もあります。詳しくは障害者福祉課へご確認ください。

助成の対象になる経費

- ① 講師謝礼
- ② 教材費(テキスト代)

※令和8年4月から令和9年3月までの活動経費が対象です。



支払について

学習活動報告書の提出後、講師からの請求に基づき、直接講師の口座に源泉徴収所得税などを差し引き、支払います。

申込み方法

所定の実施計画書に会則・会員名簿を添えて、LoGoフォーム、郵送又は直接、お申し込みください。

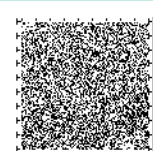
締切日:6月30日(火曜・必着)

申込先:〒105-8511 港区芝公園1-5-25

港区 保健福祉支援部 障害者福祉課
障害者福祉係(港区役所2階)

Uni-Voice

スマートフォンアプリでコードを読み込むと音声再生されます



手続きの流れ

1

申込み

1. LoGoフォームによるオンライン申請

以下のフォームからお申し込みください。

<https://logoform.jp/form/Mt5V/1436394>



2. LoGoフォームによるオンライン申請ができない方

所定の実施計画書に会則・会員名簿を添えて、郵送又は直接、下部の住所へお申し込みください。



提出期限

締切日: 6月30日(火曜・必着)

※申請は各団体、年度内1回です。助成する団体数・金額に限りがあります。

2

審査

活動の内容が助成の条件にあてはまっているか障害者福祉課で確認します。

あてはまる場合

正式に助成が決まりましたら、決定通知書をお送りします。

あてはまらない場合

申し訳ありませんが、助成の対象になりません。郵送にてお知らせします。

※ 同一の会員を対象として、類似の学習活動を実施する団体は対象外になります。ご注意ください。



3

実施

学習活動当日

4

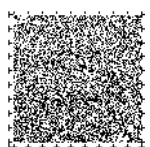
報告

学習活動の実施後、報告書を提出してください。

確認後、講師へ支払に必要な書類を送り、受領後、講師の口座に振り込みます。

Uni-Voice

スマートフォン
アプリでコード
を読み込むと
音声再生されます



問合せ・申込み先

〒105-8511

港区芝公園1-5-25

港区 保健福祉支援部

障害者福祉課

障害者福祉係(港区役所2階)

担当：上川原

電話：03-3578-2670

FAX：03-3578-2678